

結婚を考えているカップルに朗報!

令和6年度



夫婦双方が
29歳以下
最大
60万円

夫婦双方が
39歳以下
最大
30万円

富加町結婚 新生活支援補助金

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用の支援を行います。

対象となる場合は、補助上限額（60万円または30万円）まで、補助金の交付が受けられます。

対象者

1. 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届けをされた夫婦
2. 夫婦の合計所得が500万円未満で婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下
3. 婚姻を機に居住する住宅が町内にあり、対象となる住宅に住民登録があること
4. 外国人住民については、永住者又は特別永住者の資格があること。 他

対象となる経費

1. 住居費（住宅取得費用・賃貸住宅の家賃・敷金・礼金・共益費）
 2. 引越費用（引越業者、運送業者に支払った経費に限る）
 3. リフォーム費用
- ※いずれも申請年度の4月1日から3月31日の間に支払いが完了したもの

対象とならない経費

1. 倉庫、車庫、門、フェンス等の外構に係る工事費
2. エアコンや家具等の家財道具の購入・設置に係る経費
3. 土地購入費、ローン手数料、駐車場代、保険料等

補助金申請までの流れ

※補助金を申請する前に事前相談をしてください。

1. 富加町役場企画課窓口にて事前相談
2. 提出書類等の案内
3. 補助金申請（年度末3月31日までに提出）
4. 補助金交付決定、請求、振込

申請期限

令和7年3月31日

※予算の範囲内での交付となりますので、お早めにご相談ください。



詳しくはこちらみぱー

